

単価契約の工事における主任技術者兼務の距離要件の取扱いについて

主任技術者の兼務条件において距離要件があるものについて、単価契約における工事箇所の間隔の取扱いは、単価契約の施工区域の全部または一部が含まれる場合、または施工区域の外縁から最も近い箇所から規定の距離以内の場合は、距離要件を満たすものとする。